

「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」改正に係る骨子案に
寄せられた御意見及び県の考え方について

- 意見募集期間：令和2年1月23日（木）～令和2年1月31日（金）
- 意見募集方法：郵便、ファクシミリ、電子メール
- 意見提出者数：1名
- 意見数：1件

「県の考え方の区分」

- ◎：意見を反映し案を修正した ○：意見を一部反映し、案を修正した △：案を修正しなかった
□：その他（この骨子案以外への意見等）

番号	御意見の概要	県の考え方	区分
1	<p>県の条例では「地元自治会への説明」は義務付けられているものの、合意は必要とされておらず、形式上説明会を開けばOK となりかねないため、「地元住民との合意」を義務付けるよう変更をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本条例では、地元同意に代わる仕組みとして、事業者に対し地元自治会への説明を義務付けるとともに、認定申請書の縦覧時に地域住民等が県に対し意見書を提出することができる仕組みを設けております。 • 住民意見や当該意見に対する事業者見解等を踏まえ、必要に応じ専門家の意見も聞きながら、申請の内容が、安全面、環境面、景観面及び法令面で認定基準を満たしているかどうかを慎重に審査してまいります。 	□